



島根県報

平成21年3月31日（火）

号外第61号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

補助金等交付規則第3条の規定によりR u b y 導入促進支援補助金の交付の対象（産 業 振 興 課） 2
等を定める告示

告 示**島根県告示第257号**

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、R u b y 導入促進支援補助金の交付の対象等を次のとおり定め、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金等の名称

R u b y 導入促進支援補助金

2 交付の目的

市町村等が公用及び公益事業の用に供するシステムを、プログラミング言語R u b y（以下「R u b y」という。）により開発することを促進することにより、県内企業の競争力を強化し、もってR u b yを核とした産業振興を図ることを目的とする。

3 交付の対象となる事務又は事業の内容

R u b y 導入促進支援補助金の対象となる事業は、次に掲げる要件をいずれも満たすシステム開発事業で、知事が認めるものとする。ただし、他の補助金等の交付を受ける事業は、原則として対象としない。

- (1) 公用及び公益事業の用に供するシステム
- (2) R u b yを用いた部分の開発費が他の言語による開発費より多いシステム
- (3) R u b yの導入により、当該地域におけるR u b yの普及効果が期待できるもの
- (4) 県内に事業所を有している企業が県内で開発するもの
- (5) システム開発が当該年度で完了するもの

4 交付の対象となる経費、交付の率及び交付の限度額

交付の対象となる経費	交付の率	交付の限度額
3に掲げるシステム開発事業のうち、R u b yによる開発に係る経費	交付の対象である経費の2分の1以内	1事業につき、50万円以上500万円以下

注 交付しようとする額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。